

改正道路財源法が成立



開会した衆院本会議＝13日午後1時すぎ

衆院で再可決

民主、問責提出は先送り

地方道路交付金を配分へ

国の道路特定財源を二〇〇八年度以降も十年間維持する改正道路整備費財源特例法は十三日午後の衆院本会議で、憲法五九条の規定に基づき、与党による三分の二以上の多数で再可決され成立した。民主党など野党は反対した。投票結果は賛成三百三十六票、反対百三十三票だった。

参院否決の法案が衆院で再可決されたのは一月の新テロ対策特別措置法

以来三件目。民主党は衆院再議決を受けた福田康夫首相に対する参院での

問責決議案提出は見送る方針。

改正道路財源特例法は、揮発油税と石油ガス税の道路整備への充当期間を十年間延長する内容。同法成立により、国土交通省は十四日に地方の生活道路の整備費を国が支援する「地方道路整備臨時交付金」（約七千億円）の都道府県別配分額を内示する。

十二日の参院本会議では野党の反対多数で否決された。

十三日午後の衆院本会議では、両院協議会の開催を求めた民主党提出の動議を否決。その後衆院での再議決を求める与党の動議を可決した。

これに先立ち政府は十三日午前の閣議で、道路特定財源を〇九年度から全額一般財源化する基本方針を閣議決定した。



電子速報版

2008年5月13日(火)発行

発行所

山形新聞社

山形市旅籠町二丁目五番

電話 代表023(622)5271

Copyright (c) 2008
Yamagata Shimbun

山形新聞ホームページ

web <http://yamagata-np.jp>

携帯 <http://yamagata-np.jp/k/>

購読申し込み(9~17時)

0120-81-8040

詳しくは山形新聞をご覧ください。